

安芸市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を実施したの
で、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和2年12月24日

安芸市監査委員 福 島 文 明

安芸市監査委員 山下 裕

財政援助団体等監査結果報告書

目 次

第 1	監査の対象	1
第 2	監査の期間	1
第 3	監査の方法	1
第 4	監査の結果	1
	安芸市老朽住宅等除却対象者 19 人（補助金）	1
	安芸市人権教育研究協議会（補助金）	2
	安芸本町商店街振興組合（指定管理）	4
	社会福祉法人 安芸市社会福祉協議会（指定管理）	4
	特定非営利活動法人 安芸老人問題研究会（指定管理）	5
	内原野陶芸組合（指定管理）	6
	食品好房（指定管理）	6

第1 監査の対象

1 補助金交付団体（令和元年度補助金）

No.	補助金交付団体等	補助金の名称
1	安芸市老朽住宅等除却対象者 19 人	安芸市老朽住宅等除却事業補助金
2	安芸市人権教育研究協議会	安芸市人権教育研究協議会補助金

2 公の施設の指定管理者（令和元年度指定管理）

No.	団体名	施設名
1	安芸本町商店街振興組合	安芸市本町コミュニティセンター
2	社会福祉法人 安芸市社会福祉協議会	安芸市デイサービスセンター「はまちどり」
3	特定非営利活動法人 安芸老人問題研究会	安芸市介護予防拠点施設「すみれ」
4	内原野陶芸組合	安芸市内原野陶芸館
5	食品好房	安芸市陶芸の里交流直販施設

第2 監査の期間

令和2年10月29日から令和2年11月27日

第3 監査の方法

補助金は出納その他の事務が、適正に行われているか、また、交付条件に従って適正に使用されているかを主眼とし、公の施設の管理は条例及び協定書に基づき適正に行われているかなどについて監査を実施した。

なお、監査に当たっては、あらかじめ所管課から監査資料の提出を求め、必要に応じて担当職員及び団体関係者からの説明を聴取するとともに現地調査を行うなどの方法により実施した。

第4 監査の結果

1 補助金交付団体等

（1）安芸市老朽住宅等除却対象者 19 人（危機管理課所管）

ア 補助金の名称

安芸市老朽住宅等除却事業補助金

イ 補助金の交付額

16,778,000円（令和元年度実績）

ウ 補助金の根拠

安芸市老朽住宅等除却事業補助金交付要綱

エ 補助金の交付目的

家屋の倒壊及び火災等により周囲の住民に被害を及ぼす恐れのある老朽住宅や将来において利用する見込みのない空き家等の除却を行い、地域における住環境の整備改善及び地域の活性化を促進する。

オ 事業概要

老朽住宅等の除却工事に要する費用について市が補助するもの。

(令和元年度実績)

老朽住宅除却	(17 件) 交付金額 15,406,000 円
空き建築物	(2 件) 交付金額 1,372,000 円

カ 監査結果

- 補助金交付申請時に補助金交付要綱に規定されていない高知県税の滞納のない証明書若しくは申立書を添付させていた。補助金の交付決定処理を適正に審査するため、要綱の改正が必要です。
- 老朽住宅調査申請書及び補助金交付申請書に申請年度の記入漏れ及び鉛筆書きや除却建物地番の誤記に訂正印がないものがあった。書類受付時に適正な事務処理を行ってください。
- 老朽住宅調査申請書を受理して現地調査を行うまで約 50 日かかっていたものや申請書を受理して老朽住宅調査結果決定まで約 70 日かかっていたものがあった。今後は、安芸市行政手続条例を遵守し、標準処理期間内での事務処理を行ってください。

(2) 安芸市人権教育研究協議会（生涯学習課所管）

ア 補助金の名称

安芸市人権教育研究協議会補助金

イ 補助金の交付額

450,000 円（令和元年度実績）

ウ 補助金の根拠

安芸市人権教育研究協議会補助金交付要綱

エ 補助金の交付目的

人権問題の正しい理解と人権教育の実践に関して研究協議を図る。

オ 事業概要

高知県人権施策基本方針で示されている 11 の人権課題について「差別の歴史と現実から深く学ぶ」というスタンスを基本にして、共通理解を図ることで、解決に向け今後も取り組みを推進する。

- ・人権教育の実践活動の推進及び研究会や講演会の開催及び参加
- ・人権に関する他団体との研究協議、調査研究、資料収集他

(令和元年度実績)

人権教育・学習参加者数 293 人

- ・第 50 回安芸市人権教育研究大会 171 名
- ・第 71 回全国人権・同和教育研究大会（三重県）2 名

カ 事業収入及び支出の状況

収入 988,549 円（市補助金の比率：45.5%）

支出 732,844 円

差引 255,705 円

キ 監査結果

- 旅費については、安芸市人権教育研究会会則第 12 条により安芸市職員の旅費に関する条例を準用し、適正な事務処理を行って下さい。
- ・県外出張 2 件については、安芸市任意団体経理事務取扱要綱に定める書類等で確認できるが、旅行命令手続きがなかった。
- ・鉄道賃について、片道 100 キロメートル未満の区間で座席指定料を支出していた。また、航空賃について、領収書がなかった。
- ・公用車から私用車への変更出張において、変更旅行命令処理が行われていなかった。また、車賃の支出において領収書がなかった。
- 補助金交付申請書及び実績報告書において、安芸市人権教育研究協議会補助金交付要綱で定めた様式を使用していなかった。

2 公の施設の指定管理者

(1) 安芸本町商店街振興組合（生涯学習課所管）

ア 根拠条例等

安芸市本町コミュニティーセンター設置及び管理に関する条例

イ 管理に関する協定等

安芸市本町コミュニティーセンター指定管理協定書

ウ 指定管理料

なし（協定書第4条）

エ 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日

オ 管理の概要（令和元年度実績）

安芸市本町コミュニティーセンター （安芸市本町二丁目7番5号）	施設の概要	H3.3 建築 木造日本瓦葺 2階建 160.72 m ²
	施設の設置目的	地域住民が自主的な活動を行う ことにより、地域におけるコミュニ ティを創造する目的
	利用状況	利用件数 106 件 延べ利用人数約 530 人
	管理経費の収支状況	（収入） 273,879 円 （支出） 273,879 円

カ 監査結果

●利用料金については、施設開館時からの料金体系であり、市長の承認を得ているか確認できていなかった。事務処理の透明性及び妥当性の観点から、協定書第5条を遵守してください。

(2) 社会福祉法人 安芸市社会福祉協議会（市民課所管）

ア 根拠条例等

安芸市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例

イ 管理に関する協定等

安芸市デイサービスセンターの指定管理協定書

ウ 指定管理料

なし（協定書第3条明記）

エ 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日

オ 管理の概要（令和元年度実績）

安芸市デイサービスセンター「はまちどり」 （安芸市寿町2番3号）	施設の概要	H2.3 建築 R C 平屋建 422.35 m ²
	施設の設置目的	介護保険法の規定による通所介護に係る給付を受ける者及び在宅の虚弱老人等に対し、通所又は訪問により各種のサービスを提供し、福祉の向上を図る。
	利用状況	利用人数 418 人 延べ利用人数 4,666 人
	管理経費の収支状況	（収入）42,746,112 円 （支出）46,070,689 円

カ 監査結果

- 施設の利用促進のため、令和元年9月よりデイ利用者にテイクアウト（夕食用）の提供（延 1,245 食）及び令和元年12月よりデイ利用者に通院介助サービスの提供（延 24 回）を実施しており、特に指摘事項は認められなかった。

（3）特定非営利活動法人 安芸老人問題研究会（市民課所管）

ア 根拠条例等

安芸市介護予防拠点施設条例

イ 管理に関する協定等

安芸市介護予防拠点施設の指定管理協定書

ウ 指定管理料

なし（協定書第4条）

エ 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日

オ 管理の概要（令和元年度実績）

安芸市介護予防拠点施設「すみれ」 （安芸市寿町1番7号）	施設の概要	H14.3 建築 木造平屋建 172.04 m ²
	施設の設置目的	高齢者の健康維持、介護予防知識並びに介護方法の普及を図り、住民福祉の増進を図る。
	利用状況	利用人数 1,564 人 延べ人数 2,318 人

	管理経費の収支状況	(収入) 18,351,519 円 (支出) 18,044,198 円
--	-----------	--

カ 監査結果

●特に指摘事項は認められなかった。

(4) 内原野陶芸組合（商工観光水産課所管）

ア 根拠条例等

安芸市内原野陶芸館条例

安芸市内原野陶芸館条例施行規則

イ 管理に関する協定等

安芸市内原野陶芸館の指定管理協定書

ウ 指定管理料

なし（協定書第4条）

エ 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日

オ 管理の概要（令和元年度実績）

安芸市内原野陶芸館 (安芸市川北乙1607番地1)	施設の概要	H11.3建築 木造瓦葺一部2階建 649.18 m ² 他
	施設の設置目的	伝統的地場産業である窯業の振興及び観光の振興を図るため、陶芸体験等を通じて都市と農村の交流、情報支援の中心的施設
	利用状況	利用人数 11,270 人
	管理経費の収支状況	(収入) 11,670,676 円 (支出) 12,185,319 円

カ 監査結果

●特に指摘事項は認められなかった。

(5) 食品好房（商工観光水産課所管）

ア 根拠条例等

安芸市陶芸の里交流直販施設条例

安芸市陶芸の里交流直販施設条例施行規則

イ 管理に関する協定等

安芸市陶芸の里交流直販施設の指定管理協定書

ウ 指定管理料

なし（協定書第 4 条）

エ 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日

オ 管理の概要（令和元年度実績）

安芸市陶芸の 里交流直販施 設 （安芸市川北 乙 1607 番地 9）	施設の概要	H14.3 建築 木造瓦葺平屋建 85.25 m ²
	施設の設置目的	安芸広域公園や陶芸館の利用 者等に地域特産品等の販売や 食を提供し、交流促進と地域 の活性化を図る。
	管理経費の収支状況	（収入）572,000 円 （支出）657,000 円

カ 監査結果

- 協定書第 7 条実績報告書について、催告等を行ったが提出期限が守られていなかった。
- サル出没による安芸広域公園の閉鎖やコロナウイルス感染症のため、来客者の減少等により毎週木・金の 11 時から 16 時までの営業となっていた。今後も協議を行い、適正な管理を行ってください。